

感染者が出た場合の対応

令和4年 2月 3日改

稲城市サッカー連盟理事長 池田 英司

◆稲城市サッカー連盟の基本対応

- a, 保健所や医療機関の指導を基にしたチーム判断を尊重する。
- b, 基本的に大会日程は変えない方針ではあるが、大会直前に感染者の報告があり、棄権したチームや個人への中傷や、サッカー連盟に対し批判が予想される場合は、状況に応じて日程変更などの判断をする。
- c, 感染を出来る限り押さえる事、感染者への誹謗中傷や差別が起きない事を前提としたチーム対応を尊重するが、内容によってはチーム判断に対し、連盟より訂正を求める場合もある。

◆チームにおける感染者発生時の対応基準

- 1, チームの選手・指導者もしくはそれらの同居人が感染者と判断され、直近にチーム活動に参加していた場合、まずはチーム代表者に報告し、代表者は直近のチーム（関係学年などの単位も可）活動を自粛し、稲城市サッカー連盟にその旨一報を入れる。
- 2, 厚労省の定義に基く濃厚接触者の可能性が無いと判断出来る者は活動自粛をしなくてもよいが、保健所などに他の選手や指導者が濃厚接触者の可能性ありと判断された場合は、保健所や医療機関の指導に従った期間、活動参加を自粛する。
- 3, 選手や指導者が学校や他所において濃厚接触者と判断された場合で、本人がチーム活動に参加する前に自宅待機しており、チーム活動には影響なしと判断出来る場合は活動自粛や報告は不要だが、その後感染者と判断された場合は「1」「2」の手順に沿って対処する。
- 4, 一報はメールでも構わないが、（仮）として報告書を提出してもよい。
正式な報告書は感染者とその同居人及び濃厚接触者と判断された全員の陰陽判定に基く保健所の指示や、同居人含めた自主隔離対応が判明した状態で提出する。
- 5, 最近の保健所の判断例として、発症から2日前までの接触者が濃厚接触者と判断されるが、濃厚接触者と判断された者がチーム活動に参加しても、他の選手は濃厚接

触者にはならない。と規定されるが、それらは鵜呑みにせず、あくまでもその時の(最新の)保健所や医療機関の判断に従い、チームとしては念のためにそれ以上に厳しい対応をとることを希望する。

7, 陽性と判断された選手や指導者などの活動復帰について

- A, 厚生労働省の「就業制限解除に関する取扱いについて」を目安とする。
- B, 宿泊又は自宅療養の解除基準を満たすか、療養を開始した日から **7日間**経過したことを確認する。解除時の PCR 検査は必須ではない。入院した場合は PCR 検査含めた退院基準に従う。
- C, 解除基準は医療保険関係者による確認であり、証明書を提出する必要はない。
- D, 上記を確認の上、チーム代表者(又は代理)が活動復帰を認める。

8, チーム活動自粛後の再開時には、参加者選手・指導者全ての「健康チェックシート」を、自粛開始当日まで遡ってチェックし、自粛中に高熱を出したり体調不良が無かったかを徹底的に確認した上で活動を再開する。

◆「感染者報告書」

目的

- 1, 大会や交流戦での感染を防ぐためのチーム対応の確認。
- 2, 行政や東京都少年連盟からの問合せへの対応(求められたら提出)のため。
(風評被害を防ぐため他チームには展開せず、基本役員間のみで共有する)

記載法

- 1, 個人名は記載しない。(個人情報法遵守と風評被害を防ぐため)
- 2, 一報はメールで『感染者発生 of 現時点での詳細と対応』を報告し、保健所の判断が出た時点で速やかに提出する。(仮)としての提出でも可。
(濃厚接触疑いの PCR 検査結果と保健所の判断に時間が掛かるため)
- 3, **保健所からの指示が遅い、又は無い場合は、良識あるチーム対応を尊重する。**

◆東京都少年連盟コロナ関係報告書について

- 1, 提出手順は チーム⇒ブロック委員長⇒東京都少年連盟なので、チームから直接ブロック委員長に提出する場合は、チームや個人を尊重する。
- 2, 実名記載を臨まない場合は記名無しでも可、且つ書式は稲城市サッカー連盟の書式でも可能となったので、稲城市サッカー連盟に提出された「感染者報告書」は基本的に少年部より 11 ブロック委員長宛に提出する。

* この内容は新しい情報が入った場合、改変して再配信されます。

以上